

平成26年度第2回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成27年2月5日（木）

13:30～14:50

場 所：多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

出席： 小池恭子委員、佐藤美智子委員、田中英次委員、田中勇治委員、仲西直治委員
坂野景子委員、宮嶋勇委員、山中克仁委員、若尾一恵委員（50音順）

欠席： 井澤賢禄委員

事務局： 石丸福祉部長、瀬瀬福祉部次長

（高齢福祉課）加藤課長、春田リーダー、小栗リーダー、三宅、大畑

事務局	定刻となりましたので、ただ今から平成26年度第2回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 開会にあたりまして、本日の会議は、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、多治見市介護保険条例施行規則第10条第2項の規定により、会議が成立していることを報告いたします。また、本会議は多治見市情報公開条例第23条により公開としますのでご了承ください。
福祉部長 事務局	はじめに、福祉部長から挨拶を申し上げます。 挨拶 —配布資料の確認 会長さんの席にはあらかじめ市長からの諮問書を置かせていただいております。また、議事録につきましては、事務局で取りまとめの上、委員の皆様にご確認いただいてから発言者名は公表せずホームページ上で公開させていただきます。
会長	それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。 それでは、これより議題に入ります。「議題1. 多治見市介護保険条例の一部改正」について、事務局から説明願います。
事務局 会長	—資料に基づき説明— 事務局の説明について、ご意見やご質問はありませんか。 保険料基準月額 5,200 円は、近隣市と比較するとほぼ中間あたりに位置するようですが、全国的にはどのような状況でしょうか。
事務局	新聞報道等によると、現時点で全国平均は 5,500 円程度と聞いていますので、それよりも低く抑えることができたと考えています。
会長 事務局	保険料段階数についての全国平均は分かりますか。 現時点では段階数についての全国平均等は把握していません。資料1の4ページに岐阜県内の主な市の段階数を掲載していますが、そこから判断すると12段階についてはほぼ中間くらいかなと考えています。
会長	今回の保険料値上げにより合計所得金額 400 万円に該当する人が最大の増額(25,460 円)となるようですが、ここに該当する人はどのくらいいますか。
事務局	資料1の5ページの表に段階別の分布割合を示しております。合計所得 400 万円の人は新10段階に該当しますが、全体の約2%がこの段階に入ります。被保険者全体が約3万人ですので、600人ほどの方が該当するかと思います。
委員 事務局	全国的に見て最も高い金額と最も低い金額はわかりますか。 現時点ではまだ判明していません。本日、県主催の圏域会議があり、その際県下の状況については情報提供がありますが、全国の状況については順を追って判明していくことになるかと思います。
委員	所得段階区分の判断材料となる合計所得金額は、課税所得金額ではありませんので、年間の収入そのものと考えてよろしいでしょうか。
事務局	仮に収入が年金のみの場合、合計所得金額を算出する際には公的年金控除が最低でも

	120 万円ありますので、160 万円の合計所得金額の場合は収入としては 280 万円になります。
委員	ほとんどの方は年金のみの収入だと思いますので、少ない年金から健康保険料も介護保険料も支払うと思うと厳しいですね。
事務局	低所得者の方の負担軽減のために、公費を投入しての保険料軽減強化策が予定されています。
委員	保険料が上がると納付するのが困難になる方も出てくるかと思いますが、参考までに現在の保険料収納率や納付が難しい方への対応などについて教えてください。
事務局	介護保険料の収納率は 98%程となっています。納付が困難な方に対しては納付相談を行い分納誓約を交わしたり、臨宅をするなどして実態把握に努めています。残りの 2 %の割合を如何に減らしていくかを今後強化していかなければならないと考えています。
会長	他に質問等はございませんか。 それでは、議題 1 について採決します。当議案について賛成の方は挙手をお願いします。 —全員挙手— 全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申したいと思います。
	それでは、次の議題に入ります。「議題 2. 多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び多治見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	事務局の説明について、ご意見やご質問はありませんか。介護保険法の改正に伴う条ずれの改正になるかと思います。当議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	—全員挙手— 全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申したいと思います。
	では、次の議題に入ります。「議題 3. 平成 27 年度介護保険事業特別会計予算(案)」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	事務局の説明について、ご意見やご質問はありませんか。
委員	平成 26 年度の介護保険事業特別会計について、保険給付費の決算見込みは数字が出ているかと思いますが、給付費以外のものも含めた全体の決算見込みは出していますか。
事務局	給付費以外の決算見込みは算出していません。
委員	給付費は予算額を下回る見込みのようなので、特別会計全体では予算額 82 億円に対して決算額はどのくらいになるかと思ひ聞いてみました。
事務局	給付費の決算見込みに関しては、平成 26 年度当初から稼働予定としていた介護老人保健施設が現時点ではまだ稼働していないことが最も大きな要因となり、予算額を下回る見込みとなっています。
会長	そのほかにご質問等はよろしいですか。それでは、当議案について賛成の方は挙手をお願いします。 —全員挙手— 全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申します。以上 3 点が審議事項ということで、いずれの案件についても事務局原案に異議なしとして答申したいと思います。
	次からは報告事項に入ります。「報告事項 1. 平成 26 年度介護給付費決算見込額」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。最終的な決算額については、平成 27 年度 7 月に開催予定の当審議会において議題として提出される予定となっ

	ています。次に「報告事項 2. 多治見市高齢者保健福祉計画の策定」について事務局から説明をお願いします。 —資料に基づき説明— 事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。2 月末に開催される策定委員会において計画がほぼ確定することです。それでは次に「報告事項 3. 地域包括支援センターの増設」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 会長	
事務局	—資料に基づき説明— 事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。日常生活圏域を中学校区単位から小学校区単位に見直し、地域包括支援センターを現在の 3 箇所から順次 6 箇所増設していくという内容の報告でした。 以上で本日の議題及び報告事項はすべて終了となりますが、そのほかに関してご意見等はありませんか。
委員	本年度第 1 回の審議会開催時に、若い職員が現場にたくさん出て高齢者の生活の実態を見るようなシステムを構築して欲しいという要望を伝えましたが、その後の状況はいかがでしょう。
事務局	介護認定の訪問調査や介護施設の実地調査に職員が出向いてはいますが、なるべく多くの職員が実施できるように努力していきたいと思います。
委員 事務局	「努力する」という回答は「実現不可能」だと言っているように聞こえますが。 現在の職員の執務環境から考えても、そういったシステムを今すぐに構築しますと約束することはできませんが、現場を知ることが大切であることは私共も常々感じておりますので、機会を捉えて若い職員に現場を見ることの大切さを伝えていきたいと思えます。
委員 会長 事務局 会長	是非ともよろしくをお願いします。 そのほかについて、事務局からお願いします。 平成 27 年度の最初の審議会は、7 月に開催する予定です。 それでは、これをもって平成 26 年度第 2 回介護保険運営審議会を終了します。ありがとうございました。